

愛西市津波避難計画



平成 29 年 3 月

愛西市

はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、観測史上最大となるマグニチュード9.0の巨大地震に伴い大規模な津波が発生し、東北地方を中心に甚大な被害がもたらされました。発生から6年が経った現在も、復興に向けて取組みが続けられています。

さて、本市では、東日本大震災の教訓を生かすため、近い将来に発生することが懸念されている南海トラフ巨大地震に備えて、デジタル同報系防災行政無線の整備や避難施設の見直し等の防災対策に取り組んでいます。また、平成28年6月には、市民の皆様の地震防災対策のきっかけとなるよう、愛西市地震ハザードマップを作成し、全戸配布しました。

本市は、南海トラフ巨大地震が発生した場合、最大震度7の揺れに見舞われ、同時に液状化も発生し、その後、河川を遡上する津波による浸水が予測されます。また、市域の大半がゼロメートル地帯であるため、ひとたび浸水すると長期にわたることが予測されます。一方、大半の地域では、浸水が始まるまでに時間的余裕があるため、地震発生後、ただちに避難行動を開始することで浸水による人的被害は軽減できると考えられます。

本市では、このような課題を踏まえ津波災害から市民の生命を守ることを目的として、避難行動の基本指針となる「愛西市津波避難計画」を策定しました。本計画は、地震発生直後から津波による浸水が収束するまでの円滑な避難を行うための考え方を定めています。

今後は、本計画に基づき、より一層『逃げる』意識を常に持てるよう、市民の皆様と防災意識の徹底を図り、災害に強い愛西市を築いてまいります。



平成29年3月

愛西市長 日永貴章

目次

第1章 総則	1
1.1 計画の目的	1
1.2 計画の対象とする期間	1
1.3 計画の定期的かつ継続的な見直し	1
1.4 対象とする想定津波	1
1.5 津波避難計画の目標	2
1.6 用語の意味	2
第2章 前提とする被害予測ハザード	3
2.1 津波浸水分布	3
2.2 震度分布	6
2.3 液状化危険度分布	7
2.4 人的被害結果	8
第3章 避難対象地域の指定	9
第4章 避難困難地域の設定	11
4.1 本市の課題	11
4.2 緊急避難場所等、避難路等の指定・設定	11
4.3 避難困難地域の検討	15
第5章 初動体制（職員の参集等）	18
第6章 避難誘導等に従事する者の安全確保	20
6.1 退避の優先	20
6.2 避難ルールの確立	20
第7章 津波情報等の収集・伝達	21
7.1 津波に関する予警報	21
7.2 津波警報等の伝達系統	22
7.3 情報伝達手段の整備	25
第8章 避難勧告・避難指示（緊急）の発令	30
8.1 避難勧告・避難指示（緊急）の実施責任者	30
8.2 避難勧告・避難指示（緊急）の発表基準の目安	30
第9章 平常時の津波対策の教育・啓発	31
9.1 津波浸水に対する危険性の周知	31
9.2 浸水・津波防災体制の充実	31
9.3 浸水・津波防災知識の普及	32
第10章 避難訓練	33
10.1 総合防災訓練の実施等	33
10.2 浸水・津波対策訓練の実施等	33

第 11 章 避難行動要支援者の避難対策.....	34
11.1 避難行動要支援者対策.....	34
11.2 外国人に対する対策.....	36
第 12 章 その他の留意点(観光客、釣り客等の避難対策).....	37

津波避難計画において定める必要がある事項

津波避難計画において定める必要がある事項は下表の通りである。

事項	本計画の 記載ページ
1 津波浸水想定区域図	第 1 章 P. 1 第 2 章 P. 4～p. 6
2 避難対象地域	第 3 章 p. 10～p. 11
3 避難困難地域	第 4 章 p. 16～p. 18
4 緊急避難場所等、避難路等	第 4 章 p. 12～p. 15
5 初動体制	第 5 章 P. 19～p. 20
6 避難誘導等に従事する者の安全確保	第 6 章 P. 21 第 7 章 P. 26～p. 30
7 津波情報の収集、伝達	第 7 章 P. 22～p. 25
8 避難勧告・指示の発令	第 8 章 p. 31
9 津波対策の教育・啓発	第 9 章 p. 32～p. 34
10 避難訓練	第 10 章 p. 35
11 その他の留意点	第 11 章 P. 36～p. 38 第 12 章 p. 39

(愛知県 市町村津波避難計画策定指針より)

第1章 総則

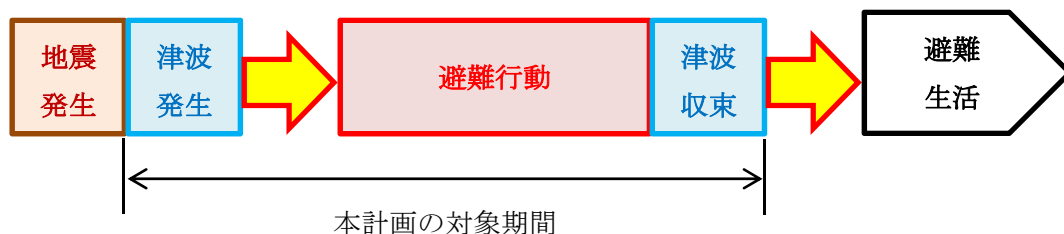
1.1 計画の目的

愛西市は、直接海に面してはいないが河川や陸上を遡上してきた津波によって浸水する可能性がある。また、市域の大半がゼロメートル地帯であるため、一旦浸水すると長期にわたって湛水することが予想される。

本計画は、このような市特有の課題を踏まえ、津波による浸水から市民等が円滑に避難を行えるよう避難の考え方について定めたものである。

1.2 計画の対象とする期間

本計画の対象とする期間は、市民等の生命や身体の安全を確保するため、地震発生直後から津波が収束するまでとする。



1.3 計画の定期的かつ継続的な見直し

本計画は、津波避難訓練で明らかになった課題、津波防災対策の実施状況、社会条件の変化等を踏まえ、地域防災計画と合わせて毎年この計画に検討を加え、必要に応じて適宜修正を行うものとする。

1.4 対象とする想定津波

本計画では、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波として、平成26年11月に愛知県が公表した津波浸水想定結果を用いる。この想定は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定され、県内各市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものである。

本市は地震・津波ハザードマップにおいては、愛知県が平成26年5月に公表した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」における最大想定モデルによる想定を使用した。これは、「命を守る」という観点で補足的に参照するものに位置付けられており、ハザードマップはまさに「命を守る」観点で作成することから、そちらの想定結果を採用した。

一方、平成26年11月に公表した津波浸水想定結果は、市民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定された津波であり、この津波が発生した場合に想定される浸水の区域及び水深を設定することが「津波防災地域づくりに関する法律」において、知事に義務付けられているものであるため、本市の津波避難計画策定においてもこれを採用することとした。

1.5 津波避難計画の目標

愛西市における津波避難に係る目標

地震発生後「ただちに避難行動を開始する」意識をもつ

- ・地震の揺れが3分程度継続するため、発災から5分間は避難行動を起こせないと考えられる。
- ・そこで、地震の揺れが収まってから、5分以内（発災後10分以内）に避難開始することを目指す。
- ・原則として、浸水想定区域外の安全な場所へ徒歩で避難することを目指す。
- ・浸水想定区域外の安全な場所への避難が困難な場合、頑丈な高い建物への避難を目指す。

1.6 用語の意味

本計画において、使用する用語の意味は次に示すとおりである。

用語	用語の意味等
津波浸水想定区域	最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときに浸水が及ぶ区域をいう。
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき市が指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定する。
避難困難地域	津波の到達時間までに避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。
避難経路	避難する場合の経路で、自主防災組織、市民等が設定する。
指定緊急避難場所	津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。災害対策基本法第49条の4の規定に基づき、災害の危険が切迫した場合における市民等の安全な避難先を確保するために市が指定するもので、一定期間被災者が滞在する指定避難所と異なり、命を守ることを優先し、緊急的に避難する場所を指定する。
避難目標地点	津波の危険から避難するために、2車線以上の幅員を有する道路が浸水域の外となる地点をいう。
津波避難ビル	避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を市が指定する。
指定避難所	住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設。災害対策基本法第49条の7の規定に基づき、市が指定する。
災害時要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児など、災害応急対策において、特別な支援を必要とする者をいう。
避難行動要支援者	災害時要配慮者のうち、災害が発生又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な者をいう。

第2章 前提とする被害予測ハザード

2.1 津波浸水分布

愛西市は、直接海に面してはいないが東西に一級河川である木曾川と日光川が流れており、河川や陸上を遡上してきた津波による浸水が想定される。津波浸水想定（平成26年11月公表 愛知県）によれば、浸水面積は市全域で3,628haとなることが想定されている。また、市域の大半がゼロメートル地帯であり、地震発生時に、木曾川、日光川の堤防が大きく沈下・変形した場合、津波到達前から浸水が始まる可能性もあり、一旦浸水すると長期にわたって湛水することが予想される。

愛西市における浸水面積(1cm以上)
(津波浸水想定（平成26年11月公表 愛知県）より)

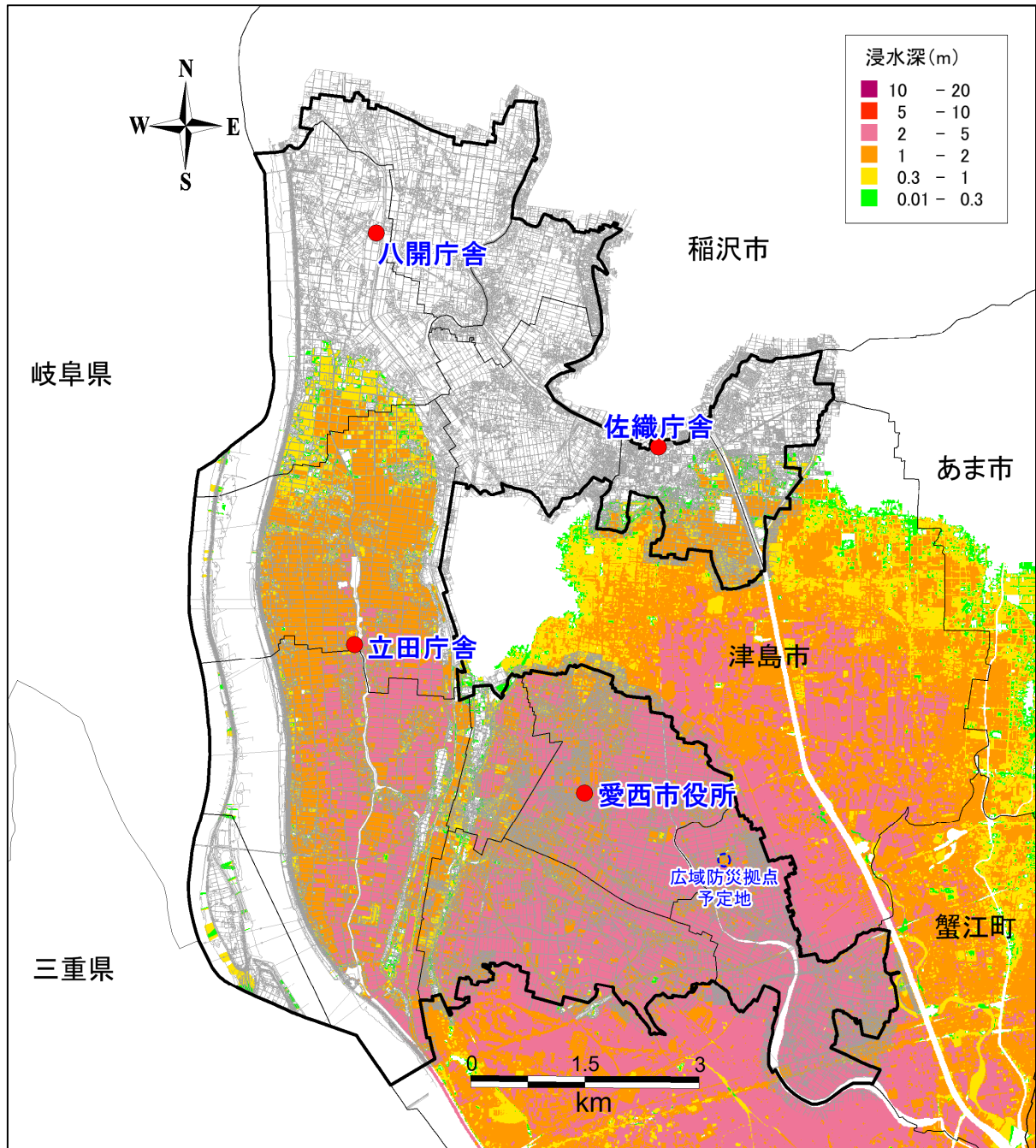
	浸水深1cm以上の面積 (ha)
愛西市	3,628
全県	35,310

※ 浸水面積は、河川等部分を除いた陸域部の浸水深1cm以上。小数点以下第一位を四捨五入。

日光川河口における最大津波水位、海面変動影響開始時間
(津波浸水想定（平成26年11月公表 愛知県）より)

日光川河口	
最大津波水位 (T. P. m)	+1m 到達時間 (分)
2.1	119

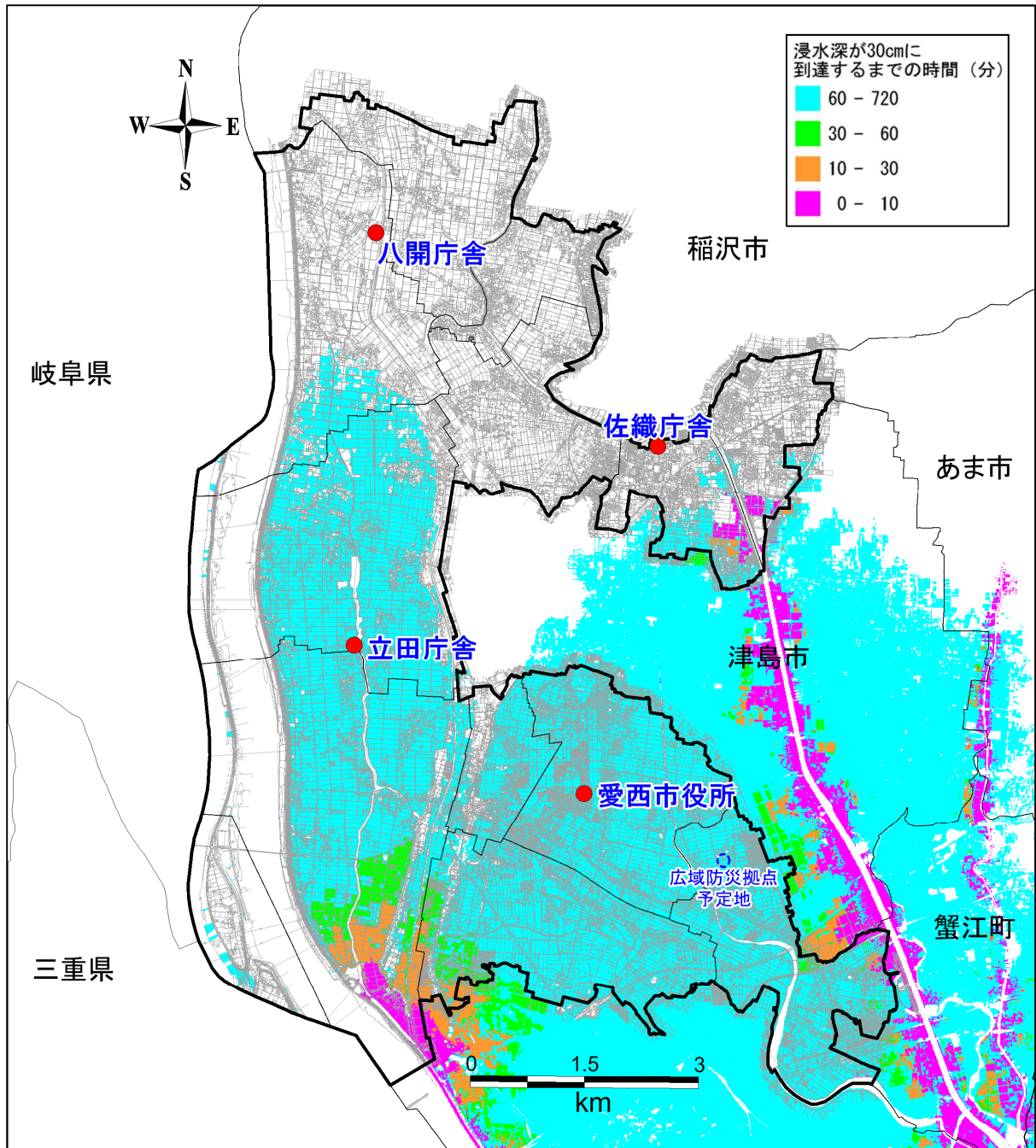
愛西市周辺の津波浸水分布を以下に示す。



津波浸水分布図

(津波浸水想定(平成26年11月公表 愛知県)の結果を基に作成)

愛西市周辺の浸水深が 30cm に到達するまでの時間を以下に示す。



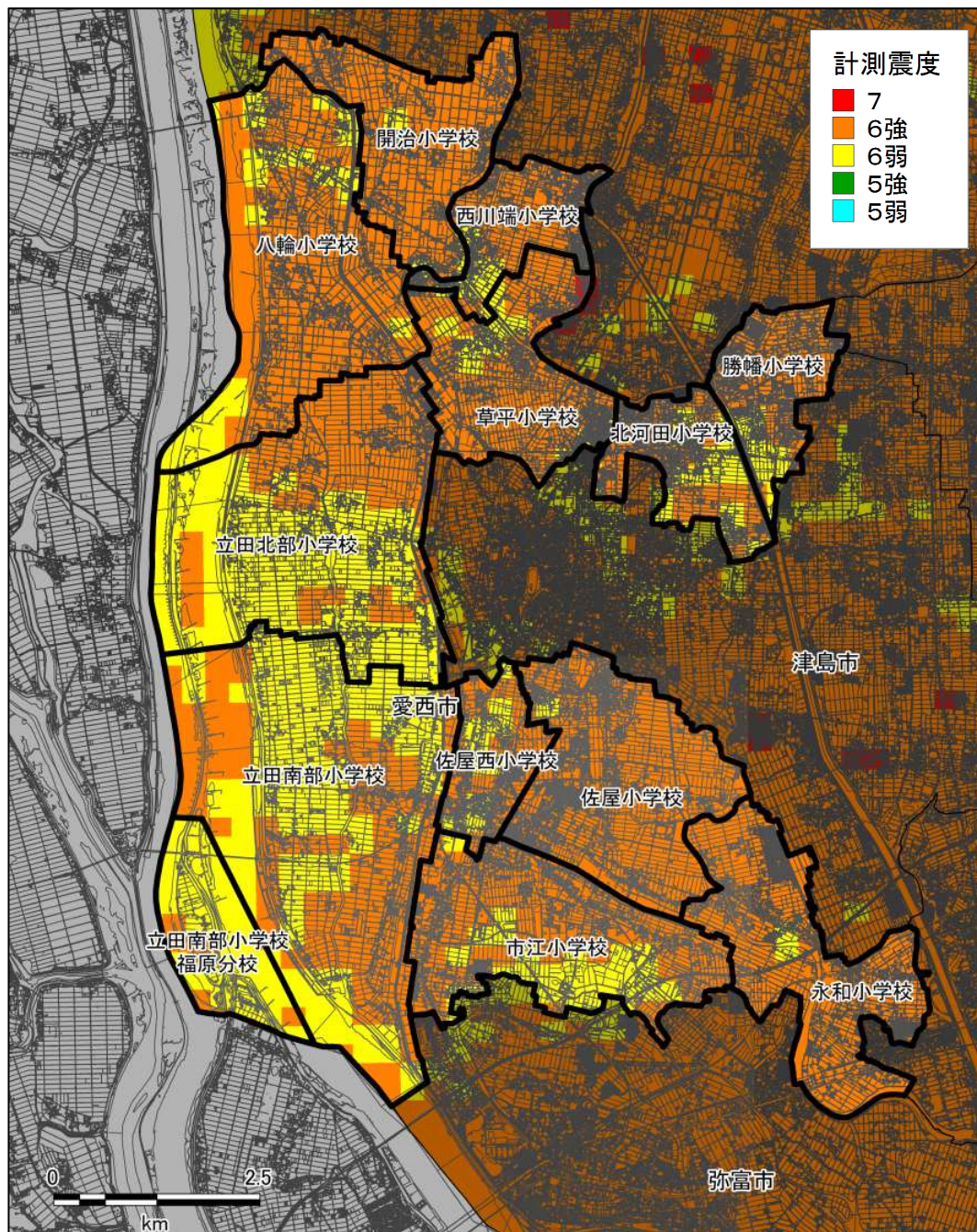
愛西市周辺の浸水深が 30cm に到達するまでの時間
(津波浸水想定 (平成 26 年 11 月公表 愛知県) の結果を基に作成)

2.2 震度分布

愛知県防災会議（2014）の地震動予測結果に基づいて、本市分を取りまとめた結果を以下に示す。

理論上最大想定モデルの地震（陸側ケース）の予測結果

市内の全域が震度 6 弱以上であり、大半のエリアでは震度 6 強が想定されている。



理論上最大想定モデルの地震（陸側ケース）による地表震度分布

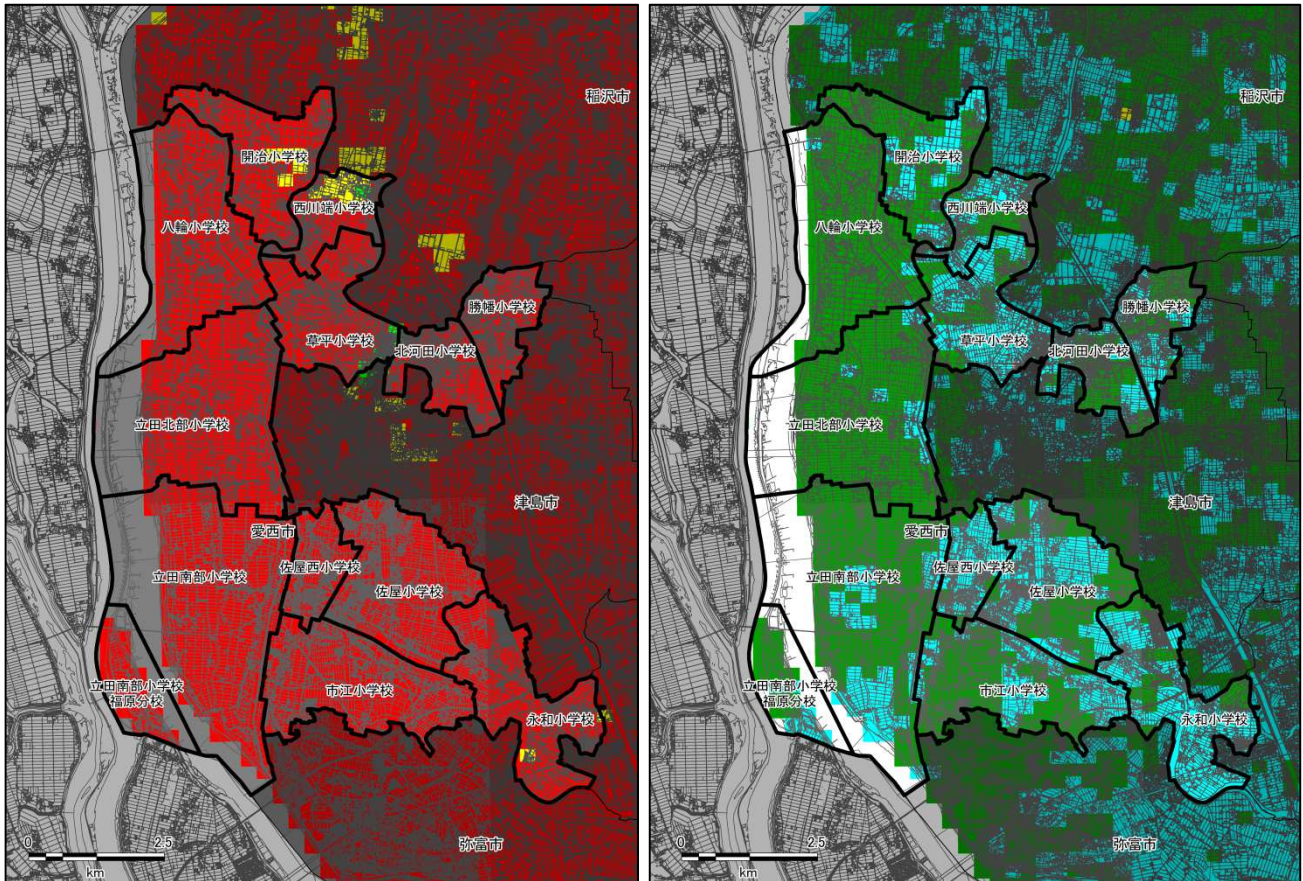
※愛西市地震ハザードマップ より抜粋

2.3 液状化危険度分布

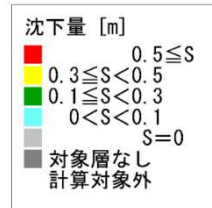
液状化危険度及び液状化に伴う沈下量予測結果を以下に示す。

理論上最大想定モデルの地震（陸側ケース）の予測結果

理論上最大想定モデルの地震（陸側ケース）の液状化危険度分布は、市全域で、液状化危険度が極めて高いと想定している。また、液状化に伴う地盤沈下量は、全域で 30 cm未満の沈下を想定している。



※危険度判定には地盤改良等の液状化対策効果は見込んでいない。



理論上最大想定モデルの地震（陸側ケース）の液状化危険度（左）と沈下量計算結果（右）

※愛西市地震ハザードマップ より抜粋

2.4 人的被害結果

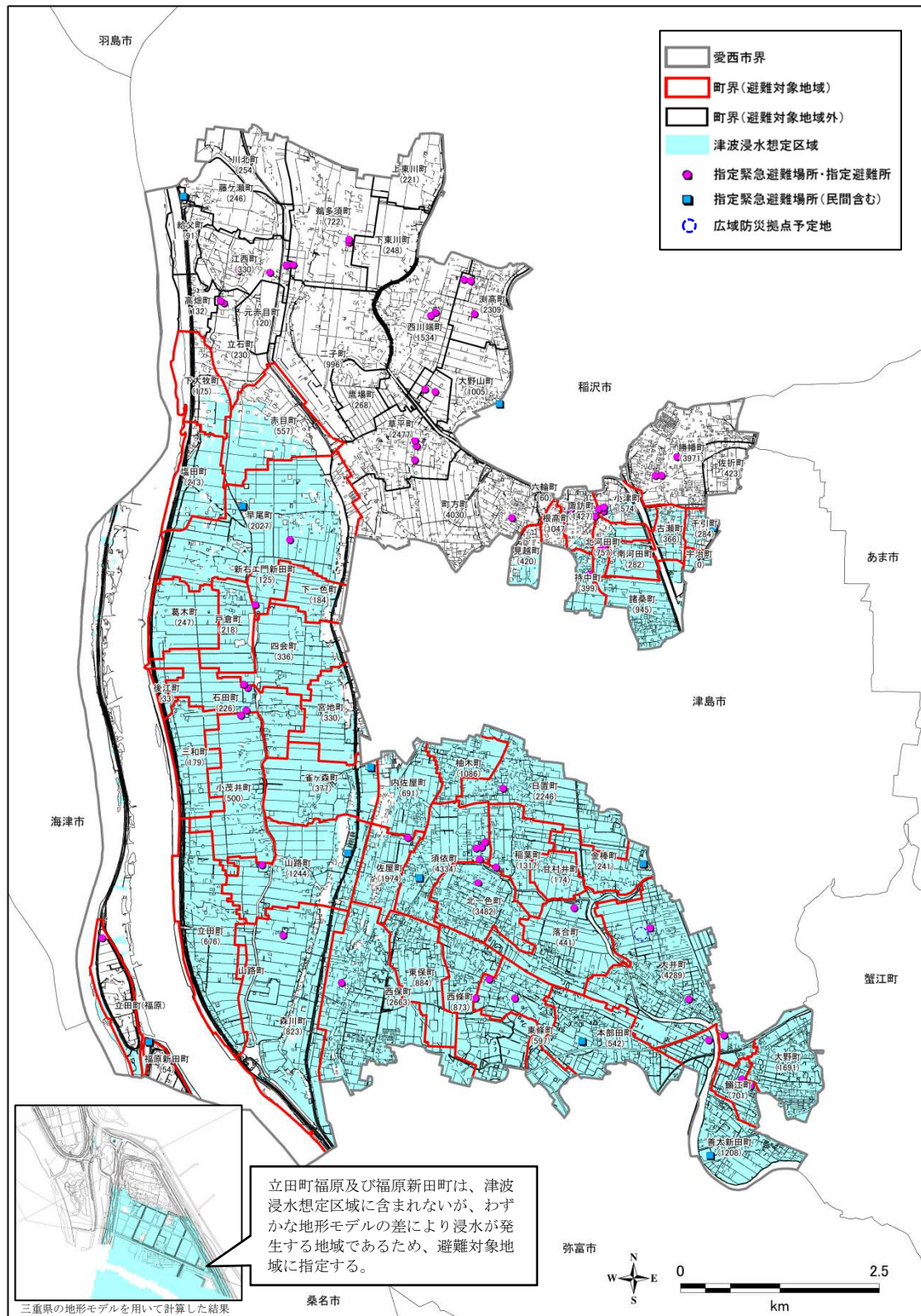
人的被害の予測結果を以下に示す。

理論上最大想定モデル（地震動：陸側ケース、津波：ケース⑨）

項目			冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内転倒物・ 屋内落下物)		死者数	168 (10)	76 (5)	118 (6)
		重傷者数	314 (37)	472 (23)	277 (19)
		軽傷者数	1,222 (141)	973 (87)	886 (91)
浸水・ 津波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	742	534	643
		重傷者数	79	59	65
		軽傷者数	152	114	127
	早期避難率低	死者数	882	636	751
		重傷者数	86	66	71
		軽傷者数	166	129	139
急傾斜地崩壊等		死者数	0	0	0
		重傷者数	0	0	0
		軽傷者数	0	0	0
火災		死者数	2	1	13
		重傷者数	0	0	3
		軽傷者数	1	1	8
ブロック塀の転倒、 屋外落下物		死者数	0	0	0
		重傷者数	0	1	2
		軽傷者数	0	2	3
死傷者数合計	早期避難 率高 +呼びかけ	死者数	912	611	775
		重傷者数	393	533	348
		軽傷者数	1,376	1,090	1,024
	早期避難 率低	死者数	1,052	713	883
		重傷者数	400	540	354
		軽傷者数	1,390	1,104	1,036
自力脱出困難者数・ 要救助者数		地震動	847	704	689
		津波	746	1,047	730

第3章 避難対象地域の指定

避難対象地域は、「津波浸水想定（平成26年11月公表 愛知県）」において、浸水が想定されている町を指定した。



避難対象地域（町の人口は平成29年3月時点）

避難対象地域一覧

地区名	町名	人口（人）
佐屋地区	佐屋町	1,974
	須依町	4,334
	内佐屋町	691
	柚木町	1,086
	北一色町	3,482
	日置町	2,246
	稲葉町	1,317
	甘村井町	174
	金棒町	241
	落合町	441
	西保町	2,663
	東保町	884
	西條町	873
	東條町	597
	本部田町	542
	大井町	4,289
	大野町	1,691
	鯛江町	701
	善太新田町	1,208
	立田地区	早尾町
葛木町		247
戸倉町		218
新右工門新田町		125
下一色町		184
四会町		336
宮地町		330
石田町		226
後江町		33
雀ヶ森町		377
山路町		1,244
森川町		823
小茂井町		500
三和町		179
立田町		676
福原新田町		54
八開地区	赤目町	557
	下大牧町	175
	塩田町	213
佐織地区	諸桑町	945
	南河田町	282
	北河田町	757
	小津町	574
	諏訪町	1,427
	根高町	1,047
	持中町	399
	見越町	420
	古瀬町	366
	千引町	284
宇治町	0	

※人口（人）は平成29年3月時点

第4章 避難困難地域の設定

4.1 本市の課題

本市は、市域の大半がゼロメートル地帯であるため、市域の大半が浸水する。浸水深が30cmを超えるまでの時間は、発災後60分以上の地域がほとんどであるが、木曾川及び日光川周辺の地域は、地震動により堤防が破堤した場合、すぐに浸水が始まることが想定される。

また、市全域で液状化危険度が極めて高いため、路面や渡河部に段差が生じることで、車両での避難は困難となり、徒歩避難の場合も歩行速度が低下する。

4.2 緊急避難場所等、避難路等の指定・設定

安全で確実な津波避難を可能とするためには、まず、避難場所・避難ビル等の安全な避難空間が確保されることが何よりも重要である。そこで、避難対象地域の避難者が緊急に避難するための場所として、浸水区域外のほか、避難対象地域内の公共施設又は民間施設から津波避難ビルの安全性や機能性を検討していく。

(1) 避難場所における安全性・機能性の確保

避難場所を設定するにあたっては、次の観点で安全性や機能性が確保されるかを検証していく。

避難場所における安全性・機能性の考え方（愛知県 市町村津波避難計画策定指針）

安全性の確保	<ul style="list-style-type: none">・原則として避難対象地域から外れていること。・原則としてオープンスペース、又は耐震性が確保されている建物を指定する（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定することが望ましい。）・周辺に山・崖崩れ、危険物貯留所等の危険箇所がないこと。・原則として、緊急避難場所表示があり、入口等が明確であること。・予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることから、さらに避難できる場所が望ましい。
機能性の確保	<ul style="list-style-type: none">・避難者1人当たり十分なスペースが確保されていること（最低限1人当たり1㎡以上を確保することが望ましい）。・夜間照明及び暖房対策等が講じられていることが望ましい。・情報機器（戸別受信機、ラジオ等）が備えられ、避難者に対して津波観測情報や被害状況、津波警報等の切り替えや解除等の情報を適宜、的確に伝達できる環境であることが望ましい。・一晩程度宿泊できる設備（毛布等）、飲食料等が備蓄されていることが望ましい。

(2)津波避難ビルの指定

本市は、低平な地にあるため浸水域が広く、高台等の自然地物が少ない。このため、避難対象地域内の市民が緊急に避難するために、公共施設又は民間施設を津波避難ビルに指定する。なお、津波避難ビルの指定に際しては「津波防災地域づくりに関する法律」第56条第1項、「津波防災地域づくりに関する法律施行規則」第31条、「指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令」第1条並びに「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件」第一及び第二並びに「津波避難ビル等に係るガイドライン（平成17年6月）」を参照の上、次の観点で安全性が確保されるか検証する。

津波避難ビル指定の考え方（愛知県 市町村津波避難計画策定指針）

安全性の確保	<ul style="list-style-type: none">・ RC（鉄筋コンクリート造）又はSRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）構造であることを目安とすること。原則として、津波の想定浸水深相当階の2階上以上（例：想定される浸水深が2mの場合は3階以上、3mの場合は4階以上）又は、基準水位（津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等に衝突する津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位）以上。・ 海岸に直接面していないこと。・ 進入口への円滑な誘導が可能であること。・ 耐震性を有していること（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物であることが望ましい）。・ 避難路等に面していることが望ましい。・ 外部から避難が可能な階段があることが望ましい。
機能性の確保	<ul style="list-style-type: none">・ 避難者の収容スペースとしては1人当たり1㎡以上の有効面積を確保しておくことが望ましい。・ 夜間照明や情報機器が備わっていることが望ましい。

なお、本市は津波浸水想定区域内に高いビルが少ないため、道路や鉄道の盛土法面や高架部分、歩道橋等の利用や、必要に応じて、浸水想定区域内の公園等への人工的な高台（盛土）の設置等を検討する必要がある。

(3)津波避難施設における基準水位

本市の津波避難施設における基準水位一覧を下表に示す。基準水位とは、津波浸水想定に定める浸水深に、建築物等の衝突によるせき上げ高さを考慮した水位である。

指定緊急避難場所・指定避難所（公共施設 津波避難施設のみ）と基準水位一覧

番号	施設名	住所	階層	浸水・津波	建築年次	構造	一時避難時の 想定収容人数	収容避難 可能人員	基準水位_m
1	開治小学校(校舎)	鵜多須町中道248	3	○	S55	RC	1110	180	0
1	開治小学校(体育館)	鵜多須町中道248	3	○	S56	RC	545	165	0
2	八間総合福祉センター	江西町宮西38	2	○	H8	RC	720	130	0
3	八間農業管理センター	江西町大縄場155-1	2	○	H17	RC	408	100	0
4	八間中学校(校舎)	江西町川原11	3	○	S50.S60	RC	1125	150	0
4	八間中学校(体育館、卓球室)	江西町川原11	2	○	H5	RC	1815	560	0
5	八輪小学校(校舎)	立石町宮西39	3	○	S54	RC	1020	160	0
5	八輪小学校(体育館)	立石町宮西39	1	○	S57	RC	590	195	0
6	佐織工業高校(校舎)	洲高町蔭島1	4	○	S51.S53	RC	確認中	確認中	0
6	佐織工業高校(体育館、武道場)	洲高町蔭島1	2	○	S51.S52	S	確認中	確認中	0
7	川洲地域防災コミュニティセンター	洲高町権左38-2	2	○	H6	S	290	70	0
8	西川端小学校(校舎)	西川端町寺東15	3	○	S49.S56.H10	RC	1585	340	0
8	西川端小学校(体育館)	西川端町寺東15	1	○	H3	RC	830	245	0
9	佐織西中学校(校舎)	草平町阿原86	3	○	S55.S56	RC	2060	510	0
9	佐織西中学校(体育館)	草平町阿原86	1	○	S55	RC	1405	290	0
10	草平小学校(校舎)	草平町北田名57	3	○	S45.S48.S53	RC	1860	390	0
10	草平小学校(体育館)	草平町北田名57	1	○	S57	RC	780	240	0
11	草平地域防災コミュニティセンター	草平町草場77	2	○	H9	S	390	90	0
12	町方地域防災コミュニティセンター	町方町南堤外72-3	2	○	H6	S	325	70	0
13	佐織公民館	諏訪町郷西456-1	3	○	S59	RC	1425	110	0
14	佐織中学校(校舎)	諏訪町郷東167	4	○	H18	RC	3130	655	0
14	佐織中学校(体育館)	諏訪町郷東167	1	○	S60	RC	1545	300	0
15	佐織体育館	諏訪町郷東75	2	○	S50	RC	2340	550	0
16	佐織総合福祉センター	小津町観音堂27	2	○	H5	RC	985	175	0
17	北河田小学校(校舎)	北河田町郷前406	3	○	S46.S52	RC	2100	405	0.07
17	北河田小学校(体育館)	北河田町郷前406	1	○	H4	RC	890	265	0
18	藤浪地域防災コミュニティセンター	持中町郷前29	2	○	H11	S	335	75	0.2
19	勝幡小学校(校舎)	勝幡町五俵入2227	3	○	S42.S44.S46.S51.S56	RC	1750	370	0
19	勝幡小学校(体育館)	勝幡町五俵入2227	1	○	H2	RC	810	245	0
20	勝幡地域防災コミュニティセンター	勝幡町駅東26-1	2	○	S62	S	325	95	0
21	立田北部地区防災コミュニティセンター	早尾町野敷11-1	2	○	H14	RC	495	105	0.59
22	立田北部小学校(校舎)	新右工門新田町郷前83	2	2階以上	S37.S46.S57	RC	735	205	1.01
23	立田中学校(校舎)	石田町宮東1	2	2階以上	S45.S54.H4	RC	1410	370	1.51
23	立田中学校(体育館、武道場)	石田町宮東1	2	2階以上	H6	RC	670	580	1.4
24	立田第2社会福祉会館	石田町宮前6-1	2	2階以上	S63.1	RC	185	80	1.28
25	立田体育館	小茂井町松下5	2	2階以上	S50	RC(一部S)	565	445	1.58
26	立田南部小学校(校舎)	山路町小割7	2	2階以上	S35.S37.S47.S57	RC	675	205	2.02
27	立田南部地区防災コミュニティセンター	森川町村仲46-1	2	2階以上	H13	RC	170	95	1.29
28	農村環境改善センター	立田町福原3	2	○	S53	RC	537	140	0
29	佐屋北保育園	日置町上川田131	2	2階以上	S52	RC	343	160	2.16
30	佐屋西小学校(校舎)	内佐屋町河原136	3	2階以上	S56.H11	RC	1375	345	0.8
31	佐屋中学校(校舎)	須依町東田面2	3	2階以上	S46.S52.S54.S59	RC	2390	570	2.17
31	佐屋中学校(武道場)	須依町東田面2	2	2階以上	H3	RC	530	345	2.06
32	佐屋小学校(校舎)	須依町東田面17	3	2階以上	S40.S44.S46.S48.S53.S57	RC	2,190	600	1.97
33	中央図書館	須依町東田面6	2	2階以上	H7	RC	225	65	1.97
34	文化会館	稲葉町米野303	3	2階以上	S60	RC	1,045	245	1.96
35	佐屋中央保育園	北一色町昭和113	2	2階以上	S54	RC	365	150	2.08
36	親水公園総合体育館	落合町上通21	2	○	H15	RC.S	4,160	710	1.22
37	市江地区コミュニティセンター	東條町西田面11-1	2	2階以上	S59	RC	275	90	1.97
38	市江小学校(校舎)	東條町西田面77	2	2階以上	S50.S51.S53	RC	750	225	2.13
39	佐屋高校(校舎)	東條町高田39	4	2階以上	S40.S43.S45.S46.S56等	RC	確認中	確認中	2.68
40	西保地区防災コミュニティセンター	西保町北川原23-13	2	○	H25	RC	315	70	1.99
41	佐屋老人福祉センター	大井町浦田面297	2	2階以上	S64	RC	220	60	2.22
42	永和地区公民館	大井町前田面215	2	2階以上	S55	RC	190	60	2.35
43	永和小学校(校舎)	大井町弥八115	3	2階以上	S46.S49.S52.S54	RC	1,710	430	2.48
44	永和中学校(校舎)	善太新田町七草平111-1	3	2階以上	S44.S51.S58	RC	1,690	315	2.43
45	永和地区防災コミュニティセンター	鱒江町郷裏147	2	2階以上	H13	RC	130	70	2.55
46	永和保育園	大野町未28	2	2階以上	S49.S50.S53	RC	405	155	2.65

※一時避難時の想定収容人数：1人/1㎡で計算

※収容避難可能人員：1人/3㎡で計算

指定緊急避難場所（民間施設等 津波避難施設のみ）と基準水位一覧

番号	施設名	住所	階層	浸水・津波	建築年次	構造	一時避難時の 想定収容人数	基準水位_m	
1	木曾川高畑地区河川防災ステーション	給父町北部13	-	○	-	-	2,100	0	
3	ヨシツヤ平和店	稲沢市平和町須ヶ脇367	-	屋上 3階駐車場	-	H8	S	6,375	0
4	布目電機(株) 第三工場	千引町郷浦104	2	屋上	-	H24	S	280	0.08
5	立田総合運動場	早尾町草場68	-	○	-	-	7700	0	
6	(株)名古屋光商事	雀ヶ森町開田27	3	○	-	S62	RC	100	0.33
7	愛西ガーデン	山路町野方149-130	3	2階以上	-	H26	RC	550	1.07
8	船頭平閘門管理所及び周辺施設	立田町十六石山	-	○	-	-	5,300	0	
9	ヨシツヤ佐屋店	須依町前田面95-1	2	屋上駐車場	-	H3	RC	3,000	1.68
10	佐屋総合運動場	金棒町東20-1	-	○	-	S56.S57	RC	4,600	0.15
11	佐川急便(株)佐屋営業所	本部町町鶴田58-1	4	2階以上	-	H10	S	1,800	1.78
12	ひまわり会館	善太新田町十割下1-4	4	2階以上	-	H4	RC	100	2.78

※一時避難時の想定収容人数・収容避難可能人員：1人/1.6㎡で計算

(4)避難目標地点の設定

浸水域外に避難する際の避難目標地点は、2車線以上の幅員が広い道路が浸水域外となる地点とする。

(5)避難路・避難経路の設定

避難路は避難目標地点まで、安全性の高い経路を定めることが重要であり、次の点に留意する。

- ・家屋の倒壊等により避難できないことも考えられることから、避難路の幅員はできる限り広い道路とする。本市の場合、低層の建物が多いことから、2車線以上の道路であれば避難路として利用可能と考えられる。そこで、緊急輸送路及び補完路を避難路とする。
- ・津波が予測よりも早く到達する可能性があること、河川を遡上すること等が考えられることから、あらかじめ避難路として利用されることを想定の上で整備された道路等を除き、河川沿いの道路を指定・設定することはできる限り避ける。
- ・津波の進行方向と同方向へ避難する道路を指定・設定する。

「愛知県 市町村津波避難計画策定指針」によれば、市町村は、次に掲げる避難路が備える必要のある安全性や機能性が確保されている道路を避難路として指定するよう努めることとしている。

避難路、避難経路の考え方（愛知県 市町村津波避難計画策定指針）

安全性の確保	<ul style="list-style-type: none">・山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮しながら幅員が広いこと。特に観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあっては、十分な幅員が確保されていること。・橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。・防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。・海岸、河川沿いの道路は、あらかじめ避難路として利用されることを想定の上で整備された道路等を除き、原則として避難路に指定しないこと。・避難路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように指定する（海岸方向にある緊急避難場所へ向かっての避難をするような避難路の指定は原則として行わない。）・地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保が図られていることが望ましい。・避難途中での津波の来襲に対応するために、避難路に面して津波避難ビルが指定されていることが望ましい。・家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を指定することが望ましい。
機能性の確保	<ul style="list-style-type: none">・円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。・夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。・階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。

4.3 避難困難地域の検討

(1) 避難の方法

本市への津波の到達時間は1時間超と予測されるため、自動車を交通手段として利用した方が、より早く避難対象地域から離れることができるのではないかと考えがちであるが、本市は市全域で液状化危険度が極めて高く、発災時には道路の車両通行が困難になる可能性が高い。そこで本計画では、徒歩避難を原則とする。

(2) 徒歩による避難速度

避難速度は、「愛知県 市町村津波避難計画策定指針」を参照する。同指針では、健常者の避難者の歩行速度について、東日本大震災時の実績値に根ざした「南海トラフの巨大地震建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要3」の値を採用し、昼は2.65km/h(≒0.74m/sec)、深夜は昼間速度の8割とした。また、本市のように液状化の危険度が高い地域では、液状化による構造物への影響によって歩行速度が低下することを考慮し、上記の歩行速度に速度逡減率0.65を乗じて検討している。なお、高齢者の徒歩避難速度は健常者の歩行速度の半分程度に低減させることとした。

本市は市全域で液状化の危険度が極めて高いことから、夜間に液状化の影響を考慮する場合を想定し、歩行速度は1.38km/h(≒0.38m/s)とした。

歩行速度の算定（愛知県 市町村津波避難計画策定指針）

		液状化の影響を考慮しない場合	液状化の影響を考慮する場合
夜間	健常者	2.12km/h(≒0.59m/s)	1.38km/h(≒0.38m/s)
	高齢者	1.06km/h(≒0.29m/s)	0.69km/h(≒0.19m/s)
昼間	健常者	2.65km/h(≒0.74m/s)	1.72km/h(≒0.48m/s)
	高齢者	1.33km/h(≒0.37m/s)	0.86km/h(≒0.24m/s)

(3) 徒歩による避難可能距離

「浸水深30cm到達予想時間T」と「歩行速度P1」との関係から、「避難可能距離L1」を算出する。「避難可能距離L1」とは、避難対象地域において、浸水深が30cmに達するまでに避難目標地点に向かって移動できる距離を示す。なお、ここでの移動は徒歩を前提にしており、自動車等での移動は算定上考慮しない。また、津波避難ビル等に係るガイドライン(平成17年6月)では、避難開始時間及び高台や高層階等まで上がるのにかかる時間も考慮することとしているが、本市では、ただちに避難行動開始を目標とすること、及び本市には高台や高層階等が少ないことを踏まえ、これらは避難可能距離の算定において考慮しないこととした。

【式1】

$$\text{避難可能距離 } L1 = \text{歩行速度 } P1 \times (\text{浸水深 } 30 \text{ cm到達予想時間 } T - \text{避難行動を起こせない時間 } t)$$

(m)
(m/秒)
(秒)

【歩行速度 P1】：愛知県 市町村津波避難計画策定指針に基づき 0.38m/s を想定。ただし、高齢者等についてはさらに歩行速度が低下することを考慮する必要がある。

【浸水深 30 cm到達予想時間 T】：津波浸水シミュレーション結果より算出。

【避難行動を起こせない時間 t】：5 分間を想定。

① 【浸水深 30cm 到達時間が 0 分から 10 分の地域】

この地域は、地震動による堤防の破堤により、地震発生直後から浸水が始まるため、速やかに避難行動を行い身の安全を確保する必要がある。この地域では、避難可能距離は算定せず、自宅の上層階や、近くの頑丈な建物の上層階への避難を推奨する。

② 【浸水深 30cm 到達時間が 10 分から 30 分の地域】

避難可能距離 L1 は、P1 が 0.38m/s、T が 10 分間、t が 5 分間であることから、式 1 より 100m と設定した。

$$0.38\text{m/s} \times (600\text{s} - 300\text{s}) = 114\text{m} \div 100\text{m}$$

③ 【浸水深 30cm 到達時間が 30 分から 60 分の地域】

避難可能距離 L1 は、P1 が 0.38m/s、T が 30 分間、t が 5 分間であることから、式 1 より 500m と設定した。

$$0.38\text{m/s} \times (1800\text{s} - 300\text{s}) = 570\text{m} \div 500\text{m}$$

④ 【浸水深 30cm 到達時間が 60 分以上の地域】

避難可能距離 L1 は、P1 が 0.38m/s、T が 60 分間、t が 5 分間であることから、式 1 より概ね 1200m となる。

$$0.38\text{m/s} \times (3600\text{s} - 300\text{s}) = 1254\text{m} \div 1200\text{m}$$

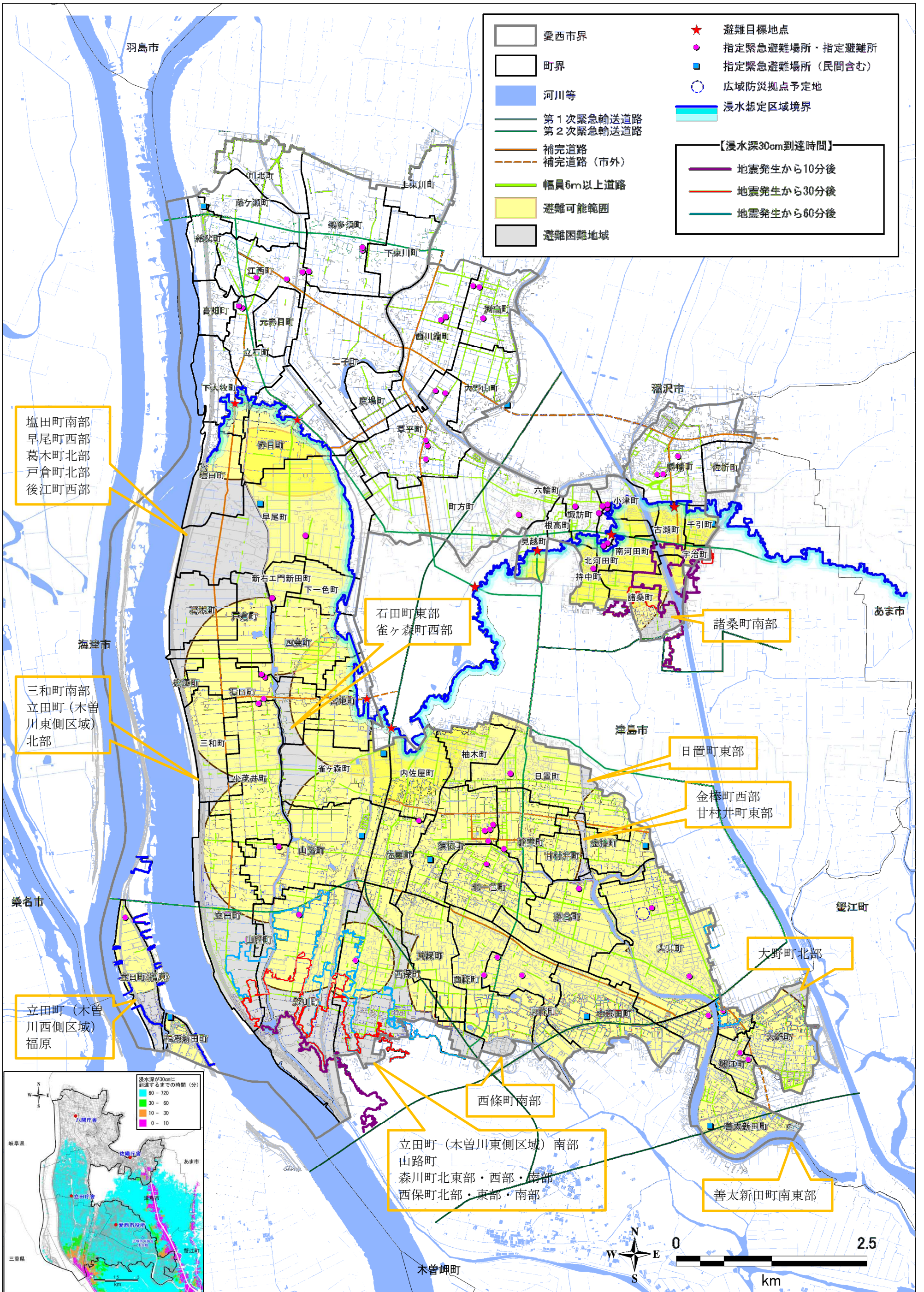
しかしながら、健常者であっても、液状化の影響を受けた道路上を長距離徒歩で移動することは困難であり、愛知県 市町村津波避難計画策定指針においても、一次避難までの距離を最長でも概ね 1km 程度としていることから、避難可能距離を 1km とする。

(4)避難困難地域の設定

前述の避難可能距離の考え方を基に、指定避難所・指定緊急避難場所及び浸水想定区域外への避難可能範囲を設定し、避難可能範囲以外の地域を避難困難地域として抽出した。

次ページの図より避難可能範囲は市のほぼ全域を網羅しているが、「塩田町南部、早尾町西部、葛木町北部、戸倉町北部、後江町西部」、「諸桑町南部」、「石田町東部、雀ヶ森町西部」、「三和町南部、立田町（木曾川東側区域）北部」、「日置町東部」、「金棒町西部、甘村井町東部」、「立田町（木曾川東側区域）南部、山路町、森川町北東部・西部・南部」、「西保町北部・東部・南部」、「立田町（木曾川西側区域）福原」、「大野町北部」、「西條町南部」、「善太新田町南東部」では、避難施設から遠いため避難困難地域となっている。

特に、森川町南部から西保町南部は、木曾川の堤防沈下に伴い、発災後すぐに浸水が開始すると予測されているため、河川管理者（国）に対して堤防の耐震化を要望していく予定である。



避難困難地域抽出図

第5章 初動体制（職員の参集等）

職員の勤務時間外に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制を以下のように定める。

職員の配備体制及び配備基準

浸水・津波災害（津波注意報・津波警報）	
配備体制	配備基準
情報収集体制	第1次配備 ・伊勢・三河湾に津波注意報 ^{※1} 、若しくは津波警報 ^{※2} が発表されたとき。

※1 市域内で震度0～3を観測し、伊勢湾・三河湾に津波注意報が発表された場合は防災安全課職員のみ。

※2 市域内で震度0～3を観測し、伊勢湾・三河湾に津波警報が発表された場合は第1次非常配備体制（情報収集体制）に移行する。

なお、市域内で震度4以上の地震を観測した場合は、震度に応じた非常配備体制に移行する。

*その他必要により本部長（市長）が上位配備を指令した場合はこの限りではない。

地震災害	
配備体制	配備基準
警戒配備体制	第2次配備 ・市内で震度4の地震を観測したとき。
市対策本部体制	第3次配備 ・市内で震度4の地震を観測し、被害の発生とその拡大、危険な状態が続くことが見込まれると判断されたとき。 ・市内で震度5弱の地震を観測したとき。
	第4次配備 ・市内で震度5強の地震を観測したとき。 ・市内で震度6弱以上の地震を観測したとき。 【激甚災害時非常参集】

初動態勢の確立

緊急初動態勢	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間外又は休日に市域に震度5強以上の大規模な地震が発生し、通信、交通機関の途絶等により市対策本部の正常な運営ができない場合、次のような要領で、非常参集した職員により本部を編成し初動態勢をとる。
--------	--

緊急初動体制の要領	
参集準備	<ul style="list-style-type: none"> 職員は、動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかる。
人命救助	<ul style="list-style-type: none"> 職員は、近隣の被害状況を把握し、まず人命救助を行い、その後市災対本部に参集する。
参集	<ul style="list-style-type: none"> 全職員が自発的にあらゆる手段を持って、市災対本部に参集する。 災害その他により、市災対本部に参集できない職員は、最寄りの市機関に参集の上、自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
被害状況の収集	<ul style="list-style-type: none"> 職員は、参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
被害状況の報告	<ul style="list-style-type: none"> 職員は収集した情報を各部長に報告する。 各部長（又は班長）は、被害状況を市災対本部長に集約する。
緊急対策班の編成	<ul style="list-style-type: none"> 先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務にあたる。初動に必要な業務とは、主に次のようなものである。 ①被害状況調査 ②地震等情報調査 ③関係機関等への情報伝達 ④市災対本部の設置 ⑤防災用資器（機）材の調達・手配 ⑥広報車、同報系防災行政無線等による市民への情報伝達 ⑦支援物資調達準備計画の策定 ⑧安全な避難場所への誘導 ⑨避難所の開設 ⑩広域応援要請の検討
緊急初動体制の解除	<ul style="list-style-type: none"> 各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻る。

第6章 避難誘導等に従事する者の安全確保

東日本大震災では避難誘導にあたった消防職員・消防団員、警察官、市町村職員、民生委員、児童委員等に多くの犠牲があったとされている。

災害発生後、消防職員・消防団員等、災害対応に従事する職員は、予想される津波到達時間や浸水面積の広がりなどを考慮しつつ、水門の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う必要がある。しかし、そうした発災直後に必要となるこれらの業務にあたっては、避難誘導や災害対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で実施されねばならない。

6.1 退避の優先

避難誘導等に従事する職員に対して、自らの命を守ることが避難誘導等を行う前提であることを教育する。

6.2 避難ルールの確立

市は、浸水想定区域内で避難誘導等に従事する消防職員・消防団員、市職員等の安全を確保するため、津波到達時間を考慮し、退避に要する時間を確保した上で避難誘導・支援を実施する等、自らの命を守ることが前提とした行動ルールを今後定めていく。

第7章 津波情報等の収集・伝達

津波は20cmから30cm程度であっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれかが発表された場合でも直ちに避難行動を取る必要がある。

【津波警報、避難指示（緊急）等の伝達内容・情報伝達体制】

- 市は、津波警報、避難指示（緊急）等を市民に周知し、迅速・的確な避難行動に結び付けるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮する。
- 市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、市民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の伝達体制や避難指示（緊急）等の発令・伝達体制を整える。

7.1 津波に関する予警報

気象庁からは、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、地震が発生してから約3分を目標に津波警報・注意報が津波予報区単位で発表される。その際、津波の高さは5つに区分され、各区分の高い方の数値が発表される。本市に関係する津波予報区は「伊勢・三河湾」である。

なお、マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合、正しい地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報が発表されるが、このとき予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表される。その後、正確な地震の規模が確定した段階で予想される津波の高さが数値で示される。

◆気象庁又は名古屋地方気象台から発表される津波情報

	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10m～	10m超	巨大
	5m～10m	10m	
	3m～5m	5m	
津波警報	1m～3m	3m	高い
津波注意報	0.2m	1m	(表記しない)

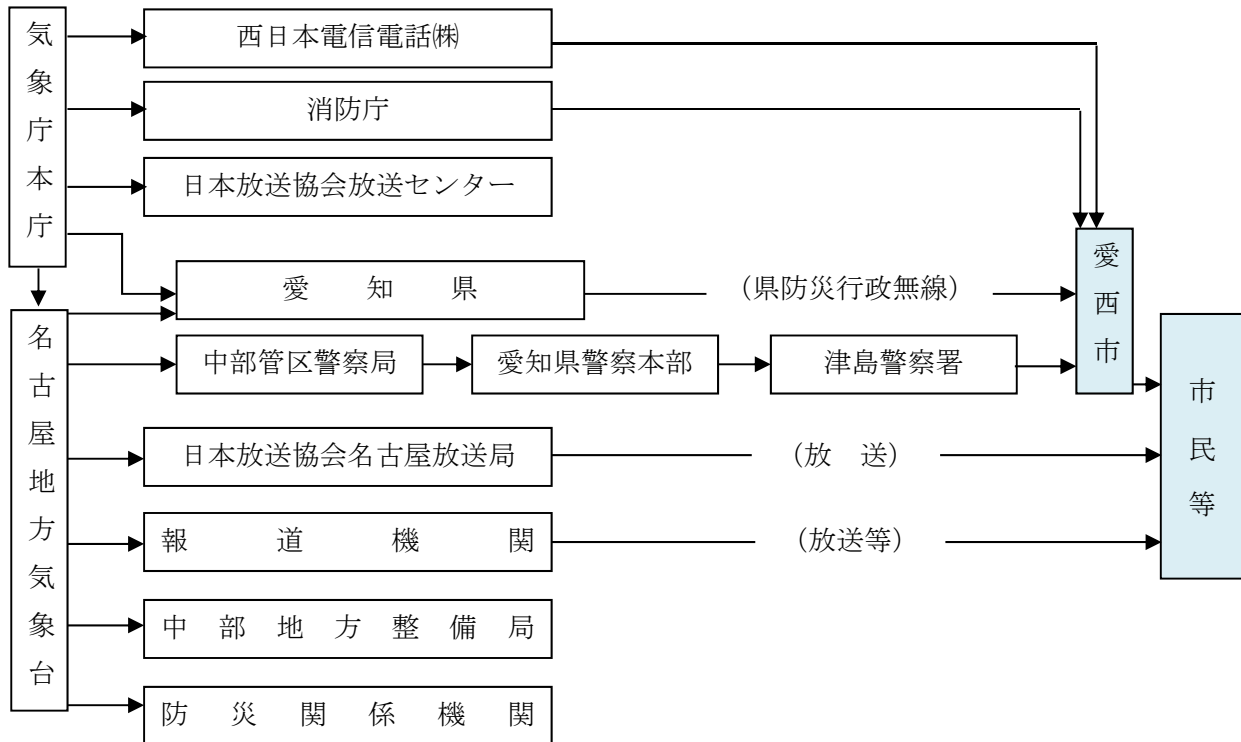
◆津波情報の種類

種類	内容
津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表する。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表する。

7.2 津波警報等の伝達系統

津波警報等、地震情報等は、関係機関からの系統により伝達される。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。注意報、警報の内容を全文伝達することは、相当時間を要し、災害防止に機を失することもあるため、気象通報票により受伝達の迅速化を図るものとする。なお、受伝達については、送信者、受信者の氏名を確認し合うこと。

◆津波警報等、地震情報等に関する特別警報・警報等の伝達系統

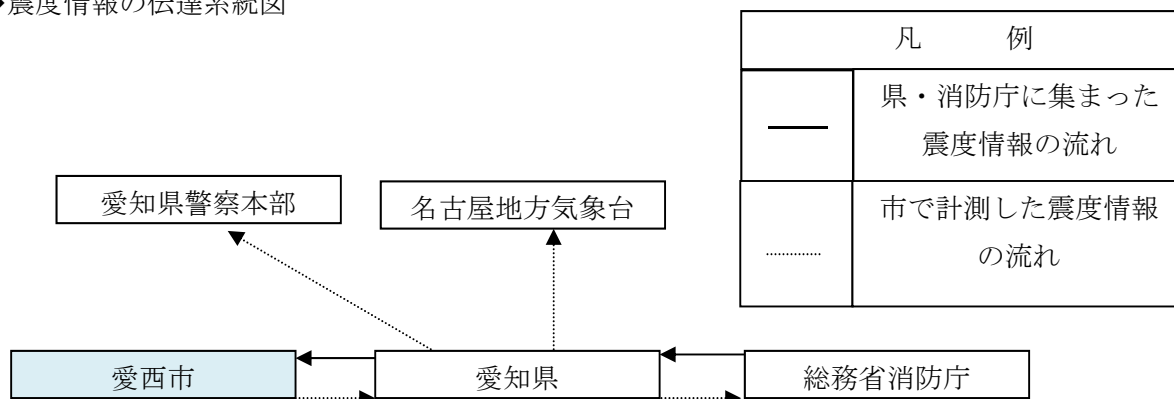


※1 伝達方法

名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。

- 2 西日本電信電話(株) (NTT マーケティングアクト福岡 104 センター) には、警報についてのみ伝達を行う。

◆震度情報の伝達系統図



◆地震に関する情報

緊急地震速報：地震動により震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報を発表する（震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報は、気象業務法の地震動特別警報、その他の緊急地震速報は、地震動警報に位置づけられる）。

地震に関する情報：地震発生後約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、次のとおり地震に関する情報を発表する。

◆地震に関する情報の種類

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない。)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	・震度3以上 ・津波警報・注意報発令時 ・若干の海面変動がある場合 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表

その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表</p> <p>日本や国外への津波の影響についても記述して発表</p>

◆津波・地震（地震動）に関する特別警報の発表

津波、地震については、現行の警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置づける。これらの特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来通りの名称で発表される。

◆特別警報に関する情報の種類

種類	内容
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける。）
地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける。）

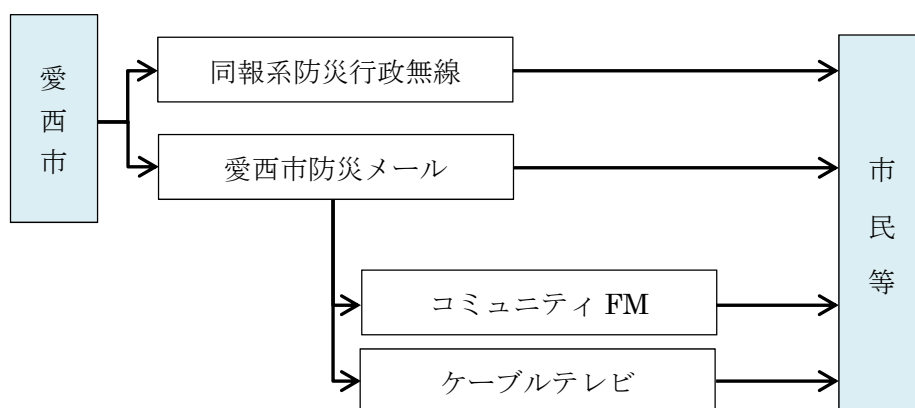
◆震度情報ネットワークによる伝達

市をはじめ県下全市町村に設置した計測震度計により観測した震度情報は、県において収集し、名古屋地方気象台及び県内市町村に伝達することとなっている。なお、震度3以上を計測した場合は、県警察本部にも伝達される。

7.3 情報伝達手段の整備

市は、避難勧告、避難指示（緊急）を同報系防災行政無線及びホームページ、愛西市防災メール、ケーブルテレビ、コミュニティFM等、あらゆる手段により市民等に伝達するとともに、広報車及び現場による指示（拡声器等）や個別巡回にて避難情報の伝達を行う。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話インターネット等の多様な身近なメディアを通じて市民等が情報を入手できるよう努める。



避難時の伝達事項	<p>・避難時の伝達事項は次の通りである。</p> <table border="1"> <tr> <td>①発令日時</td> <td>②発令者</td> </tr> <tr> <td>③対象地域及び対象者</td> <td>④避難すべき事由</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑤危険の度合い（地震による被災状況や、予想される被災（余震、火災など）の注意喚起などの説明）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑥避難勧告、避難指示（緊急）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑦避難の時期（避難行動の開始時期と完了させるべき時期）</td> </tr> <tr> <td>⑧避難場所</td> <td>⑨避難の経路（又は通行できない経路）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑩市民のとるべき行動や注意事項（近所に声をかけながら避難することなど）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑪本件担当者、連絡先など</td> </tr> </table>	①発令日時	②発令者	③対象地域及び対象者	④避難すべき事由	⑤危険の度合い（地震による被災状況や、予想される被災（余震、火災など）の注意喚起などの説明）		⑥避難勧告、避難指示（緊急）		⑦避難の時期（避難行動の開始時期と完了させるべき時期）		⑧避難場所	⑨避難の経路（又は通行できない経路）	⑩市民のとるべき行動や注意事項（近所に声をかけながら避難することなど）		⑪本件担当者、連絡先など	
①発令日時	②発令者																
③対象地域及び対象者	④避難すべき事由																
⑤危険の度合い（地震による被災状況や、予想される被災（余震、火災など）の注意喚起などの説明）																	
⑥避難勧告、避難指示（緊急）																	
⑦避難の時期（避難行動の開始時期と完了させるべき時期）																	
⑧避難場所	⑨避難の経路（又は通行できない経路）																
⑩市民のとるべき行動や注意事項（近所に声をかけながら避難することなど）																	
⑪本件担当者、連絡先など																	

災害時の広報活動

市民に対する広報手段	<ul style="list-style-type: none"> ・同報系防災行政無線及びホームページ、愛西市防災メール、公共施設への情報掲示、避難所等に設置する情報伝言板等にて災害情報、避難等の広報を行う。 ・補助的手段として、広報車及び現場による指示にて避難等の広報を行う。特に災害の危険に切迫した地域に、情報を伝えるため実施やむを得ない場合には一般車両を用いてハンドマイクから広報を行う。 ・広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定めておくとともに、適切な広報手段を選択する。 ・コミュニティFM及びケーブルテレビを効果的に活用する。
------------	--

地震発生時の 広報活動の目 的	<p>・地震発生時の広報活動の目的は次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①流言飛語等による社会的混乱を防止する。</p> <p>②被災者や関係者の避難・救援行動のための判断を援助する。</p> <p>③救援活動や復興事業に対する社会的な協力を得やすくするため、災害に対する社会的な関心を喚起する。</p> </div>														
広報内容（発 災直後～3,4 時間以内）	<p>・広報内容（発災直後～3,4時間以内）は次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①地震の震度</p> <p>②津波予警報の発表（河川遡上の可能性がある場合に必要に応じ避難の呼びかけ）</p> </div>														
広報内容 （応急対策 時：発災～お おむね2日 以内）	<p>・広報内容（応急対策時：発災～おおむね2日以内）は次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">①市災対本部の設置</td> <td style="width: 50%;">②災害の発生状況</td> </tr> <tr> <td>③市民のとるべき措置 （不安・パニック防止）</td> <td>④避難に関する情報（避難場所、避難 勧告、指示等）</td> </tr> <tr> <td>⑤医療・救護所の開設状況</td> <td>⑥ライフライン施設・道路情報</td> </tr> <tr> <td>⑦二次災害の防止に関する情報</td> <td>⑧安否情報</td> </tr> <tr> <td>⑨警備などの治安状況</td> <td>⑩その他必要事項</td> </tr> </table> </div>	①市災対本部の設置	②災害の発生状況	③市民のとるべき措置 （不安・パニック防止）	④避難に関する情報（避難場所、避難 勧告、指示等）	⑤医療・救護所の開設状況	⑥ライフライン施設・道路情報	⑦二次災害の防止に関する情報	⑧安否情報	⑨警備などの治安状況	⑩その他必要事項				
①市災対本部の設置	②災害の発生状況														
③市民のとるべき措置 （不安・パニック防止）	④避難に関する情報（避難場所、避難 勧告、指示等）														
⑤医療・救護所の開設状況	⑥ライフライン施設・道路情報														
⑦二次災害の防止に関する情報	⑧安否情報														
⑨警備などの治安状況	⑩その他必要事項														
広報内容 （応急復旧 時：発災～3 日 目以降）	<p>・広報内容（応急復旧時：発災～3日目以降）は次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">①公共交通機関の状況</td> <td style="width: 50%;">②ライフライン施設の状況</td> </tr> <tr> <td>③食料、水、その他生活必需品等 の供給状況</td> <td>④消毒・衛生・医療救護の情報</td> </tr> <tr> <td>⑤ボランティアに関する状況</td> <td>⑥公共土木施設等の状況</td> </tr> <tr> <td>⑦義援金、救援物資の受入に関する 情報</td> <td>⑧死傷者並びに住宅被害の情報</td> </tr> <tr> <td>⑨被災者相談窓口の開設状況</td> <td>⑩罹災証明書の交付</td> </tr> <tr> <td>⑪生活再建資金の貸付け</td> <td>⑫応急仮設住宅の建設及び入居の情報</td> </tr> <tr> <td>⑬小中学校等授業再開予定</td> <td>⑭その他必要事項</td> </tr> </table> </div>	①公共交通機関の状況	②ライフライン施設の状況	③食料、水、その他生活必需品等 の供給状況	④消毒・衛生・医療救護の情報	⑤ボランティアに関する状況	⑥公共土木施設等の状況	⑦義援金、救援物資の受入に関する 情報	⑧死傷者並びに住宅被害の情報	⑨被災者相談窓口の開設状況	⑩罹災証明書の交付	⑪生活再建資金の貸付け	⑫応急仮設住宅の建設及び入居の情報	⑬小中学校等授業再開予定	⑭その他必要事項
①公共交通機関の状況	②ライフライン施設の状況														
③食料、水、その他生活必需品等 の供給状況	④消毒・衛生・医療救護の情報														
⑤ボランティアに関する状況	⑥公共土木施設等の状況														
⑦義援金、救援物資の受入に関する 情報	⑧死傷者並びに住宅被害の情報														
⑨被災者相談窓口の開設状況	⑩罹災証明書の交付														
⑪生活再建資金の貸付け	⑫応急仮設住宅の建設及び入居の情報														
⑬小中学校等授業再開予定	⑭その他必要事項														
避難所にお ける広報	<p>・避難所指定職員等により、避難所にて口頭、掲示などにより避難者へ広報を行う。なお、情報の入手が困難な要配慮者への広報手法に十分配慮する。</p>														

(1) 愛西市防災メールの活用

登録者には、「愛西市防災メール」配信サービスを通じて、同報系防災行政無線で放送した情報を、プッシュ情報として自動配信する。

(2) 同報系防災行政無線

本市では、無線で市内全域に放送できるよう同報系防災行政無線を整備し、平成 27 年 4 月から運用を開始している。

東日本大震災時での津波 避難情報の入手に関する調査(消防庁)によれば、津波警報や避難に関する情報を見聞きした人は約半数に留まっているが、その見聞きした人のうち、約半数が主な情報の入手先として防災行政無線と答えていることから、災害時の情報伝達において同報系防災行政無線は重要な情報伝達手段の一つとなる。


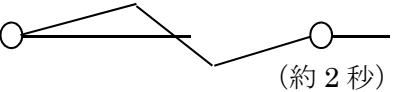

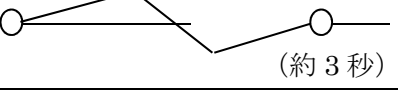
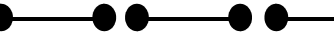
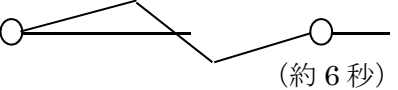
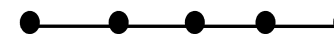
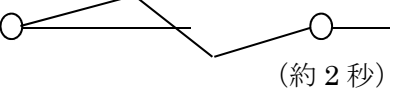
同報系防災行政無線 拡声子局一覧

番号	施設名	所在地	学区
001	八開農業管理センター(再送信子局)	江西町大縄場 155-1	八輪小学校
002	川北集会所	川北町下 137	開治小学校
003	鵜多須北集会所	鵜多須町上中山 83	開治小学校
004	上東川新七前防火水槽	上東川町新七前 90	開治小学校
005	八開水防センター	給父町北部 13	八輪小学校
006	東藤ヶ瀬集会所	藤ヶ瀬町東藤 74	八輪小学校
007	鵜多須集会所	鵜多須町下中山 67	開治小学校
008	開治小学校	鵜多須町中道 248	開治小学校
009	八輪小学校	立石町宮西 39	八輪小学校
010	八開診療所	江西町宮西 43	八輪小学校
011	八開第 2 分団車庫	二子町小判山 227-1	開治小学校
012	上丸島集会所	二子町上丸島 193	開治小学校
013	新田集会所	二子町新田 278	開治小学校
014	定納集会所	二子町松原 99-2	八輪小学校
015	立石集会所	立石町中 7	八輪小学校
016	赤目自治会コミュニティセンター	赤目町海用 1	八輪小学校
017	八開第 4 分団車庫	下大牧町中央 81-1	八輪小学校
018	塩田公民館	塩田町池田 23、24、25、26	八輪小学校
019	塩田下ゴミ集積場	塩田町大森	八輪小学校
101	佐織支所	諏訪町池埋 500-1	北河田小学校
102	淵高児童遊園	淵高町落入 19	西川端小学校
103	西一公民館	西川端町中東山 19-2	西川端小学校
104	西川端小学校	西川端町寺東 15	西川端小学校
105	川淵地域防災コミュニティセンター	淵高町権左 38-2	西川端小学校
106	余代ちびっ子広場	大野山町余代 229	西川端小学校
107	久保目公民館	西川端町久保目 32	西川端小学校
108	鷹場集会所	鷹場町五反山 19	草平小学校
109	佐織西中学校	草平町河原 86	草平小学校
110	太子寺南防火水槽	大野山町西之割 7-1	草平小学校
111	草平地域防災コミュニティセンター	草平町草場 77	草平小学校
112	消防署分署	鷹場町孫田 15	草平小学校
113	草平台児童遊園	草平町新佐屋川 1-36	草平小学校
114	足立川ちびっ子広場	町方町足立川 3-23	草平小学校
115	松川ちびっ子広場	町方町西馬 87-1	草平小学校
116	町方不燃物処理場	町方町三角 124-1	草平小学校
117	五軒家集会所	町方町五軒家 9	草平小学校
118	町方地域防災コミュニティセンター	町方町南提外 72-2	草平小学校

番号	施設名	所在地	学区
119	見越公民館	見越町堂起 12	北河田小学校
120	藤浪地域防災コミュニティセンター	持中町郷前 29	北河田小学校
121	諸桑公民館	諸桑町郷城 237、238	北河田小学校
122	北河田小学校（再送信子局）	北河田町郷前 406	北河田小学校
123	佐織中学校	諏訪町郷東 167	北河田小学校
124	古瀬公園	古瀬町郷内 60	勝幡小学校
125	栄町ちびっ子広場	勝幡町栄 8	勝幡小学校
126	勝幡小学校	勝幡町五俵入 2227	勝幡小学校
127	勝幡地域防災コミュニティセンター	勝幡町駅東 26-1	勝幡小学校
128	佐折ちびっ子広場	佐折町東川 88	勝幡小学校
129	東町ちびっ子広場	勝幡町林 14	勝幡小学校
130	勝幡町河畔住宅東	勝幡町大矢 17	勝幡小学校
201	南川並リバーサイドビレッジ公園	早尾町南川並 303-4	立田北部小学校
202	早尾ゴミ集積場	早尾町村北 124	立田北部小学校
203	立田北部地区防災コミュニティセンター	早尾町野藪 11-1	立田北部小学校
204	枝郷野菜集出荷場	早尾町立切 146-1	立田北部小学校
205	葛木集会所	葛木町長池 155	立田北部小学校
206	戸倉集出荷場	戸倉町中屋敷 34	立田北部小学校
207	新田多目的利用センター	新右工門新田町郷浦 67	立田北部小学校
208	下一色集会所	下一色町宮内 11	立田北部小学校
209	四会集会所	四会町村内 54	立田北部小学校
210	宮地集会所	宮地町堤敷 73-1	立田北部小学校
211	石田集会所	石田町北鶴戸 107	立田北部小学校
212	後江ゴミ集積場	後江町南田面 5-4	立田北部小学校
213	雀ヶ森地蔵堂	雀ヶ森町大池割 118-3	立田南部小学校
214	立田南部小学校	山路町小割 7	立田南部小学校
215	山路東郷付橋	山路町東郷付 61-3	立田南部小学校
216	ナビタウン立田自治会所	山路野方 149-14	立田南部小学校
217	森川専随寺	森川町下古川 187	立田南部小学校
218	立田南部地区防災コミュニティセンター	森川町村仲 46-1	立田南部小学校
219	梶島集会所	森川町弥左屋敷 3057-6	立田南部小学校
220	小茂井上集会所	小茂井町南屋敷 26	立田南部小学校
221	小茂井中集会所東三つ角	小茂井町中 59	立田南部小学校
222	三和大明社	三和町中ノ割 219-1	立田南部小学校
223	小家集会所	立田町北郷付 62-1	立田南部小学校
224	富安集会所	立田町富安 123	立田南部小学校
225	松田集会所	立田町松田	立田南部小学校
226	東船元分団倉庫	立田町枕先	立田南部小学校
227	福原誓光寺北元分団倉庫	立田町福原 64	立田南部小学校 福原分校
228	西船福新集会所	福原新田町屋敷付 262	立田南部小学校 福原分校
301	愛西市役所	稲葉町米野 308	佐屋小学校
302	柚木西児童遊園	柚木町中田面 442-1	佐屋小学校
303	由乃伎神社	柚木町東田面 773	佐屋小学校
304	日置県道緑地帯	日置町本郷地内	佐屋小学校
305	内佐屋ゴミ集積場	佐屋町郷 118	佐屋西小学校
306	日置公民館	日置町武橋 29-1	佐屋小学校
307	佐屋小学校	須依町東田面 17	佐屋小学校
308	佐屋くいな公民館	佐屋町宅地 12	佐屋西小学校
309	佐屋西小学校	内佐屋町河原 136	佐屋西小学校
310	稲葉東ちびっ子広場	稲葉町本郷 176	佐屋小学校
311	消防本部	西保町西川原 25	市江小学校
312	水鶏塚東駐車場	須依町屋敷 490	佐屋西小学校

番号	施設名	所在地	学区
313	北一色児童遊園	北一色町北田面 252	佐屋小学校
314	北一色公民館	北一色町昭和 338-3	佐屋小学校
315	親水公園	落合町上通 21 番地	佐屋小学校
316	佐屋総合運動場	金棒町東 20 番地 1	佐屋小学校
317	永和台集会所	大井町宮新田 20-13	永和小学校
318	永和台クリーンセンター	大井町前田面 17	永和小学校
319	西保北川原児童遊園	西保町古堤寺 73	市江小学校
320	東保児童遊園	東保町大門 218	市江小学校
321	東保公民館	東保町宮越 431	市江小学校
322	西條東善太防火水槽	西條町東善太 4	市江小学校
323	市江地区コミュニティセンター	東條町西田面 11-1	市江小学校
324	市江小学校	東條町西田面 77	市江小学校
325	落合ちびっ子広場	落合町中河原 1848	佐屋小学校
326	本部田公民館	本部田町宮ノ切 85-1	市江小学校
327	西保地区防災コミュニティセンター	西保町北川原 23 番地 13	市江小学校
328	西保町下平集会所	西保町北川原 181-6	市江小学校
329	西保団地	西保町森浦 84	市江小学校
330	大井同所防火水槽	大井町同所 78	永和小学校
331	国鉄団地ちびっ子広場	大井町六川北 200	永和小学校
332	永和地区公民館	大井町前田面 215	永和小学校
333	永和小学校	大井町弥八 115	永和小学校
334	大野公民館	大野町郷西 252	永和小学校
335	永和地区防災コミュニティセンター	鷺江北町郷裏 147	永和小学校
336	善太西ちびっ子広場	善太新田町十一上 56	永和小学校
337	富吉ちびっ子広場	大野町山 1821-75	永和小学校
338	善太東ちびっ子広場	善太新田町十一上 32	永和小学校

(3)津波警報の標識

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点の斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点の斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒)

※1 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

- 2 大津波警報標識は、居住者などに避難、立ち退きを知らせるためのものであることから、水防信号の避難信号と同じ内容としている。

第8章 避難勧告・避難指示（緊急）の発令

8.1 避難勧告・避難指示（緊急）の実施責任者

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して避難のため立ち退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し避難のため立ち退きを指示する。

- ▶ 周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置の指示をすることができる。
- ▶ 避難勧告、避難指示（緊急）につき、緊急を要する場合、消防職員等関係職員が勧告、指示できるよう、市長の権限の一部を代行させることができる。
- ▶ 避難勧告、避難指示（緊急）をした場合及び警察官から立ち退きを指示した旨連絡があった場合は、市長は、知事（海部県民センター長を経由）にその旨を報告する。

8.2 避難勧告・避難指示（緊急）の発表基準の目安

避難勧告・避難指示（緊急）の市民への迅速確実な伝達及び対応は、下表の基準を目安に発令する。

区分	発表基準の目安
避難勧告	<ul style="list-style-type: none">① 地震が発生した後、二次災害（地盤災害・火災の延焼等）のおそれが迫っていると認められるとき。② 建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすおそれがあるとき。③ その他人命保護上、避難勧告を要すると認められるとき。④ 市内で震度5弱以上の地震が観測され、かつ、「伊勢・三河湾」に津波警報が発令されたとき。⑤ 河川管理施設に異常（損壊・漏水・亀裂等）が確認されたとき。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none">① ガス等の危険物の漏出・爆発等により周辺の市民に危険が及ぶおそれがあるとき。② 余震等により状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき。③ その他緊急に避難する必要があると認められるとき。④ 市内で震度5弱以上の地震が観測され、かつ、「伊勢・三河湾」に津波警報が発令されたとき。⑤ 河川管理施設に異常（損壊・漏水・亀裂等）が確認され、かつ、河川の水位が高いとき。

第9章 平常時の津波対策の教育・啓発

9.1 津波浸水に対する危険性の周知

本市は、海岸線を持たないが、南海トラフ巨大地震発生時に市域の多くが浸水被害にあう可能性があり、特に河川沿いの地域は堤防の破堤・沈下等により発災後ただちに浸水が生じる恐れがあることを、平常時から市民に周知し、教育・啓発をすすめる。

9.2 浸水・津波防災体制の充実

津波警報、避難指示（緊急）等の伝達内容・情報伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、津波警報、避難指示（緊急）等を市民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮する。 ・市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地震に関しては、市民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の伝達体制や避難指示（緊急）等の発令・伝達体制を整える。
災害対応、避難誘導にあたる者の危険回避	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、消防職員・消防団員、市職員等災害対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、浸水・津波到達時間内での災害対応や避難誘導・支援に係る行動ルール、退避の判断基準を定め、市民等に周知するものとする。
避難誘導計画など具体的な計画等の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示（緊急）等の具体的な発令基準を検討していく。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等を発令する場合においても、市民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）等の対象となる地域を市民等に伝えるための体制を確保する。 ・避難誘導計画の策定にあたっては、市民や自主防災組織等の協力を得て、地域の地形に応じた避難場所や避難経路の指定など避難方法を具体的に示す。 ・避難場所や避難経路には、統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等の設置や電柱等に標高を表示する等日頃から周知手法を検討する。 ・市民が浸水・津波から緊急避難するため、市内の非木造で3階建て以上の建築物を一時待機所とし、指定を推進する。 ・高齢者や障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行う為、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。 ・浸水・津波の避難計画にあたっては、最大クラスの津波及び比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波による「津波浸水想定区域図」や、「愛知県 市町村津波避難計画策定指針」等を基礎資料とする。 ・浸水・津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において、浸水・津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存

	<p>在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車避難せざるを得ない場合を配慮し、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策を検討していく。</p> <p>なお、検討にあたっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。</p>
--	--

9.3 浸水・津波防災知識の普及

避難行動に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸線を有していない本市にあっても、津波の遡上が予想される河川の流域や地震による堤防の破堤・沈下等により浸水が生じるおそれのあること。 ・ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。 ・ 地震による揺れを感じない場合でも、「伊勢・三河湾」区域に大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所の本市では、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要のおそれがあること。 ・ 地震、浸水・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故が発生するおそれがあることから、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること。 ・ 自ら率先して避難行動をとることが他の地域市民の避難を促すこと。 ・ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手すること。
津波の特性に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。 ・ 第二波、第三波など後続波の方が大きくなる可能性や数時間、場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。 ・ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生可能性があること。
浸水・津波に関する想定・予測の不確実性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震・津波は自然現象であり、また、津波遡上の予想や地震による堤防の破堤・沈下等により、想定を超える浸水被害の可能性があること。 ・ 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限度があること。 ・ 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。

第10章 避難訓練

10.1 総合防災訓練の実施等

市は、防災関係機関、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた市民等の参加を得て、地震災害に備えた総合防災訓練を実施する。訓練では、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、より実践的な内容になるよう努める。

また、総合防災訓練のほかに、以下の訓練も実施する。

南海トラフ地震等の大規模地震を想定した津波対応型訓練	・地震発生時からの堤防損壊による、浸水から津波来襲等の円滑な津波避難のための災害応急対策や津波警報の伝達など、南海トラフ地震等の大規模地震を想定した訓練を実施する。
応援協定に基づく訓練	・災害応援に関する協定に基づき、他市町村等との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。
大規模地震を想定した啓発型訓練	・地震から身を守る行動を一斉に実施する「シェイクアウト訓練」等を通して、避難行動、日頃からの備蓄など防災活動の必要性を再認識し、学校、自宅、事業所等での防災対策を確認するきっかけとなるよう、啓発型の訓練を実施する。

10.2 浸水・津波対策訓練の実施等

市は、南海トラフの大規模地震による津波災害の危険性が切迫している中、水門等の閉鎖や情報伝達、避難対策等を図るため、地域の特性に応じて浸水・津波防災訓練を行う。

- ①津波警報等の情報伝達訓練
- ②浸水・津波避難訓練
- ③水門等の操作訓練

訓練の実施にあたっては、浸水・津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの浸水・津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

第 11 章 避難行動要支援者の避難対策

11.1 避難行動要支援者対策

市は、関係部署等で把握している災害時の避難行動に支援を必要とする高齢者や障がい者等の情報を集約・把握し、支援体制を整える。

<p>避難支援等関係者となる者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援等関係者となる者は次のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="603 481 1378 674"> <tr> <td>①市関係部署</td> <td>②市社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>③民生委員・児童委員</td> <td>④消防本部</td> </tr> <tr> <td>⑤津島警察署</td> <td>⑥自治会、自主防災組織</td> </tr> <tr> <td>⑦近隣者</td> <td></td> </tr> </table>	①市関係部署	②市社会福祉協議会	③民生委員・児童委員	④消防本部	⑤津島警察署	⑥自治会、自主防災組織	⑦近隣者	
①市関係部署	②市社会福祉協議会								
③民生委員・児童委員	④消防本部								
⑤津島警察署	⑥自治会、自主防災組織								
⑦近隣者									
<p>避難行動要支援者名簿の作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、避難行動要支援者の要件を設定し、市関係部署及び関係団体の協力を得て集約・把握した要配慮者の中から避難行動要支援者名簿を作成する。 ・設定した要件に当てはまらないものであっても要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には、柔軟に対応する。 ・避難行動要支援者の要件 <table border="1" data-bbox="603 1005 1378 1243"> <tr> <td>①高齢者のみの世帯</td> <td>②ひとり暮らしの高齢者</td> </tr> <tr> <td>③要介護 3 以上の居宅者</td> <td>④身体障がい者（1・2 級）</td> </tr> <tr> <td>⑤知的障がい者（A 判定）</td> <td>⑥精神障がい者（1 級）</td> </tr> <tr> <td>⑦難病患者</td> <td>⑧上記の者のほか、避難に支援が必要と認められる者</td> </tr> </table>	①高齢者のみの世帯	②ひとり暮らしの高齢者	③要介護 3 以上の居宅者	④身体障がい者（1・2 級）	⑤知的障がい者（A 判定）	⑥精神障がい者（1 級）	⑦難病患者	⑧上記の者のほか、避難に支援が必要と認められる者
①高齢者のみの世帯	②ひとり暮らしの高齢者								
③要介護 3 以上の居宅者	④身体障がい者（1・2 級）								
⑤知的障がい者（A 判定）	⑥精神障がい者（1 級）								
⑦難病患者	⑧上記の者のほか、避難に支援が必要と認められる者								
<p>名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、避難行動要支援者の名簿を作成するのに必要な範囲で、市内部の個人情報を共有して台帳を作成する（災対法第 4 9 条の 1 0 第 3 項）。 ・避難行動要支援者となる難病患者の情報は、県と調整の上、取得する（災対法第 4 9 条の 1 0 第 4 項）。 								
<p>避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者においては、関係部署等と連携して情報を更新し、毎年、名簿の更新を行い関係者間で共有するよう努める。 ・市は、名簿に記載された事項に変更が生じたことを直接又は自主防災組織、避難支援等関係者若しくは民生委員・児童委員等の報告により知ったときは、名簿の原本にその旨を記載するとともに、避難行動支援者本人及び避難支援等関係者に連絡する。 ・名簿に記載された事項に変更が生じたときは、直接又は民生委員・児童委員を通じて市に報告するよう、市は避難行動要支援者又は避難支援等関係者に指導する。 								

避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 市は、登録に同意している避難行動要支援者名簿については、関係部署及び関係団体において、施設可能な場所で厳重に保管・管理するとともに、個人情報保護条例に基づき情報漏えいに対する措置を講じる。 同意を得ていない避難行動要支援者名簿については、関係部署において保管・管理し、避難情報発令後、速やかに関係団体等に提供するとともに災害対応終了後は、速やかに回収する。
避難支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 市は、関係部署及び関係団体と協力して情報の伝達、安否確認、避難誘導等の支援体制の整備に努める。
名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置	<ul style="list-style-type: none"> 名簿の提供を受けたものは、支援の目的以外で名簿情報を活用してはならない。 名簿の提供を受けたものは、名簿に記載された個人情報及び支援上で知りえた個人の秘密を漏らしてはならない。支援をする役割を離れた後も同様とする。 名簿の提供を受けたものは、名簿を紛失しないように厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないように適切に管理しなければならない。 名簿の提供を受けたものが名簿を紛失した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。
名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために市が講ずる措置	<ul style="list-style-type: none"> 市は避難支援等関係者に名簿を提供する際に、名簿の提供を受けたものは法律上の守秘義務（災対法第49条の13）を負うことや、個人情報の適切保管・取扱方法について十分に説明した上で、名簿の管理について指導を行う。 災害時に緊急的に外部提供した名簿情報は、支援活動後にその情報の返還又は廃棄を求める。
要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮	<ul style="list-style-type: none"> 市は、要配慮者の対応能力を考慮して、複数の情報伝達手段を活用するとともに、自主防災組織や民生委員・児童委員等を中心に、地域ぐるみの避難誘導體制の確立に努める。
避難支援等関係者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供する事に同意した避難行動要支援者の避難支援を、避難情報に基づき行う。 市は、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。
避難行動要支援者の安否確認・避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行い、安否確認・避難誘導を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。
避難のための情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・同報系防災行政無線及びホームページ、愛西市防災メール、ケーブルテレビ、コミュニティFM等、あらゆる手段により市民に伝達するとともに、障がいの区分等に配慮し多様な手段を用いて情報伝達を行う（聴覚障がい者用情報受信装置、受信メールを読み上げる携帯電話等）。
避難行動要支援者の避難支援	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。 ・避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。 ・平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求める。
避難後における避難行動要支援者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情や特性を踏まえ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行う。

11.2 外国人に対する対策

外国人等に対する対策	<ul style="list-style-type: none"> ・市、県及び防災関係機関は、言語、生活習慣、外国人や旅行者等が、災害発生時に行動がとれるよう防災環境づくりに努める。 <ol style="list-style-type: none"> 1)避難場所や避難所、避難路の標識等にピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものにするともに、多言語化に努めること。 2)外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めること。 3)言語ややさしい日本語による防災知識の普及に努めること。 4)外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及に努めること。 5)災害時に多言語情報の提供を行う体制の整備に努めること。
------------	--

第 12 章 その他の留意点(観光客、釣り客等の避難対策)

市は、市民、観光客（船）等の安全を確保するため、津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び津波危険地域の監視、巡回体制、さらには避難誘導計画等の策定を今後検討していく。

<p>避難誘導計画など具体的な計画等の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示（緊急）等の具体的な発令基準を検討していく。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等を発令する場合においても、市民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）等の対象となる地域を市民等に伝えるための体制を確保する。 ・ 避難誘導計画の策定にあたっては、市民や自主防災組織等の協力を得て、地域の地形に応じた避難場所や避難経路の指定など避難方法を具体的に示す。 ・ 避難場所や避難経路には、統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等の設置や電柱等に標高を表示する等日頃から周知手法を検討する。 ・ 市民が浸水・津波から緊急避難するため、市内の非木造で3階建て以上の建築物を一時待機所とし、指定を推進する。 ・ 高齢者や障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行う為、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。 ・ 浸水・津波の避難計画にあたっては、最大クラスの津波及び比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波による「津波浸水想定区域図」や、「愛知県 市町村津波避難計画策定指針」等を基礎資料とする。 ・ 浸水・津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において、浸水・津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車避難せざるを得ない場合を配慮し、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策を検討していく。 <p>なお、検討にあたっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。</p>
<p>不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者の対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者は、その管理する施設について、浸水・津波に対する安全性の確保に特に配慮し、また、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努める。

愛西市津波避難計画

発行・編集：愛西市役所 市民協働部 防災安全課

電話：0567-26-8111（代表）0567-55-7130（ダイヤルイン）

E-mail：anzen@city.aisai.lg.jp

発行年月日：平成29年3月24日